

( 公 印 省 略 )  
令和 5 年 1 0 月 1 日

班 長 各 位

群馬県共同募金会昭和村委員会  
会 長 堤 盛 吉

令和 5 年度共同募金会「赤い羽根募金」の協力について (依頼)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、共同募金運動におきましては、皆様のあたたかいご支援とご協力を頂いておりますことに対し、深く感謝申し上げます。

さて、赤い羽根募金は県内の福祉施設や福祉団体に配分され、地域福祉の発展に役立てられ、本年度も 1 0 月 1 日より「じぶんの町を良くするしくみ。」をメインテーマに全国一斉にはじまります。

つきましては、時節柄大変ご多忙のところ誠に恐縮ですが、今年度におきましても下記のとおり募金の取り扱いについてご協力をお願い申し上げます。

#### 記

1. 募金額はいかほどでも結構ですが、出来れば一世帯あたり、5 0 0 円以上のご厚意をお願い致します。
2. 募金にご協力いただいたら、別紙名簿に氏名等の記載をしてください。
3. 集まった募金と名簿は区長さんまでお願いします。

お問い合わせ先

共同募金会昭和村委員会事務局  
(社会福祉協議会総務地域係内)

事務担当： 諸田

TEL:20-1126 FAX:24-5161

オルタナティブスクール  
un chat のみなさん  
アンシャ

つながる  
つなげる

あかいはね

アンシャは学校に行かない、行けない子どもたちが安心して学べる居場所。国語や算数など基礎学習のほかに、持って生まれたクリエイティブ能力や個性を伸ばすことに主眼を置いたプログラムを実施しています。学び舎は廃車になった鉄道車両。田植えなど子どもたちが興味を持った事柄を実際に体験する課外活動も行っています。

あなたの近くにだれかを支える人がいる

赤い羽根共同募金は、あなたの近くで誰かを支える活動に取り組む人たちにみなさまの善意をお届けしています。



お住いの市町村の赤い羽根共同募金受付窓口の名称が

●●(市町村名)共同募金委員会 に変わりました。

赤い羽根共同募金

# つながる つなげる あかいはね

コロナ禍前の心と体の健康を取り戻そう！



## 子どもを地域で育てる

子ども・若者支援

子育てで孤立してしまいがちなお母さんや親子の居場所づくり、子どもたちの学習支援やひきこもりがちな若者の交流の場を提供する活動などを支援しています。



## 住み慣れた地域で暮らす

高齢者支援

一人暮らしの高齢者、免許返納で通院や買い物に行けない高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、見守りや配食サービスなどを行う活動を支援しています。



コロナ禍は体の健康だけでなく心の健康に大きな影響を与えました。特に子どもやお年寄りなど、孤立や孤独が顕在化しています。「私一人の力では」とあきらめたことはありませんか。赤い羽根共同募金はみなさまの思いを広く社会に還元する活動を行っています。



## じぶんらしく暮らす

障がい児・障がい者支援

就労支援、余暇活動支援、地域の人々との親睦を深める交流会など、障がい児、障がい者のみなさんが自分らしく生き生きと生活するための様々な活動を支援しています。



## 孤立・孤独解消サポート

生活課題・社会課題解決

コロナ禍、人に会うことが制限されたことにより孤立、孤独に悩む人が増えています。こうした生活課題・社会課題の解決を目指す活動を支援しています。



## 遺贈のご相談

お電話にて承ります。  
お気軽にお問い合わせ  
ください。

赤い羽根共同募金 受付窓口 **お住いの市町村の共同募金委員会でも受け付けます**

群馬県共同募金会



**027-255-6596**

ホームページ [akaihane-gunma.or.jp](http://akaihane-gunma.or.jp)

社会福祉法人群馬県共同募金会 〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13番地12



( 公 印 省 略 )  
昭 社 協 発 第 9 4 号  
令 和 5 年 1 0 月 1 日

班 長 各 位

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会  
会 長 新 木 敬 司

令和5年度社会福祉協議会会費の納入について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会の運営につきましては、特段のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では昭和村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に昭和村に住所を有する全世帯に会員になっていただき活動しています。

つきましては、令和5年度社会福祉協議会会費の納入及び取りまとめをお願い致します。全村民参加で行う「誰もが幸せに」暮らせる福祉の村づくりの趣旨をご理解のうえ、ご多忙のところ誠に恐縮ですが下記に基づき取扱い下さるようお願い申し上げます。

#### 記

1. 会費は一世帯1,000円です。
2. 会費を納めていただいたら、別紙社会福祉協議会会員名簿に氏名、住所を記入していただき、領収書に必要事項（会員氏名、取扱者、領収日付）を記入、押印のうえ交付して下さい。
3. 会費、社会福祉協議会会員名簿は区長さんに必ず渡して下さい。

事務担当  
総務地域係 諸田  
TEL:20-1126 FAX:24-5161

# 趣 意 書

社会福祉協議会では、昭和村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に昭和村に住所を有する全世帯に会員になっていただき活動しています。

社会福祉協議会の運営及び地域福祉サービスは皆さまからの会費によって支えられています。

## ○具体的な用途は

「ふれあい・いきいきサロンの推進」「温泉でリフレッシュ事業の実施」  
「福祉用具の貸し出し」「福祉車両の貸し出し」「見守りネットワークの推進」  
「安心お守りカード設置事業の実施」「ボランティア活動の充実」  
「福祉育成援助活動の実施」「社協だよりの発行」「相談援助業務」 など

趣旨をご理解の上、皆様のご協力をお願いします。

令和 5年10月 吉日

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会  
会 長 新 木 敬 司